



九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.229

2013(平成25)年12月 8日(日)発行

■72年前の今日、1941(昭和16)年12月8日は、日本がアメリカのハワイ真珠湾攻撃の日です。今年は
事故の原発に世界一近く「九条の会」へ どなたでも、いつでもご入会、大歓迎です! 今月中旬に
「九条の会」へ どなたでも、いつでもご入会、大歓迎です!



○「はらまち九条の会」は、戦争放棄の憲法第9条を護って「戦争をしない国・日本」をめざし、支持政党や主義主張を問わない、自由な市民の会です。結成は05年12月。年会費千円。会員は南相馬市の原町区を中心に、全国各地に438名。○「九条の会」は全国に約7,500、福島県内に100グループ以上あり、憲法を守る世論作りに微力でも活動しています。○私たちはらまち九条の会は甚大事故の福島第一原発に世界一近く、活動している「九条の会」で、大震災後は脱原発や放射能による諸問題にも取り組んでいます。

国民の「無知」や「無関心」「人の良さ」が一番の敵です

《自民党改憲草案を考える・その②》皆さんもご意見をお寄せください

○<右>のように、自民党改憲案の特徴①②は会報No.226で考えてみました。○今号では③について、事務局員の意見を書いてみます。

③天皇の元首化と国民主権の後退

◆「天皇の元首化は、国民を統治するための便法で階層社会を再び成立させることになるのではないか。国民主権の後退は明白です。」「『平和のうちに生存する権利』は、先の大戦の大きな犠牲を払って獲得したものであり、そこから生まれた国民主権です。私たちは二度と騙されないように学んで行きたいものです。」(石田)

◆「世界各国では、国家権力より国民が上(主権在民)であることを大黒柱に定めていることが原則です。自民党案では『天皇を戴く国家』と表現し、主権在民より元首の天皇が上にいる憲法で、これは180度憲法を変える法案です。自民党案を読めば読むほど、戦前の日本を思い出す人が多いようです。」(大浦)

◆「自民党案では、天皇は象徴であるのみならず、「元首」であると明示しております。このことは国民主権の後退を意味します。天皇の役割も国事行為だけでなく、「その他の公的行為を行う」と、役割の拡大を含ませています。現天皇にこれ以上責任を持たせることなど国民も望まないし、御本人も決して望まないと思う。」(平田)

◆「私達世代は小学生の頃から、明治憲法は『主権在君』、戦後の日本憲法は『主権在民』と教えられたように記憶しています。そして從来神と同一視された天皇は自ら『人間宣言』を発して、象徴天皇になられたとも。//私から見れば、『國家あっての国民』という考え方には立つ

自民党改憲案は、まさにこの戦後の流れをリバースさせるものと考えざるをえません。//『象徴』から『元首』へ、より具体的な君主のイメージに近づけることによって、主権者としての国民にかわり、天皇を日本國の主権者・統治者と位置付けようとする意図が明確です。//もっとも明治憲法の時代でさえ、統治者としての天皇がその権力を直接行使したという例があるかどうか、歴史家ではありませんので何とも言えませんが、その権限はほとんどすべて権力代行者としての政府・軍部・官僚・政治家が行使したものでしょう。//とすれば、現在、自民党が改憲案に盛り込んだ『天皇元首化』は、誰れにとってもっとも望ましいか一目瞭然ではないでしょうか。」(早坂)

■自民党改憲案の特徴は4つ■

- ①立憲主義の放棄
- ②平和主義から「戦争ができる国」へ
- ③天皇の元首化と国民主権の後退
- ④人権の縮小と義務の拡大

No.226の「国民主義」は誤りで、
もちろん「国民主権」です。ごめんなさい!



『元首』とは、「国家を代表する資格をもつた国家機関。君主制では君主、共和国では大統領あるいは最高機関の長など。」(『広辞苑』)
あるいは「国家の首長。国内的には統治権、行政権を掌握し、対外的には国家の代表」(百科事典)

福島県九条の会講演会 ○2013年12月7日(土)1時～ ○福島県教育会館大ホール
○はらまち九条の会から、平田慶肇会長と早坂吉彦が出席。I部は元市町村長のリレートークでした。

Ⅱ部 憲法学者 樋口陽一先生講演会 講演を聴いて 事務局・早坂吉彦



**『憲法 問題のありかを見定めることの大切さ
～「だまされた者の罪」を重ねないために』**

(1) 敗戦直後、ある著名な作家が「私はだまされていた」と告白したことについて、映画監督の伊丹万作(『無法松の一生』など)が、「私はだまされていた」と言って平気でいられる国民ならおそらく今後も何度もだまされるだろう」と書き残したが、今後私たち自身が現状をしっかりと見定め、巧妙に仕掛けられた「ウソ」にだまされてはならない。

(2) 自民党の改憲草案を、明治憲法への逆もどりととらえる考え方があるが、それでは甘すぎるのではないか。というのは、旧憲法(明治)は当時のヨーロッパスタンダードに沿うものであり、少なくとも立憲主義の原理を踏まえている。それに対し、自民党の改憲草案は20世紀後半に人類社会がたどりついた国際的なスタンダードからあえて離れ、人類普遍の原理である「個人の尊重」を天赋人权振りの文言はよくないとの理由であっさり捨て去り、「日本は日本」という道に入ろうとしている。

以上の二点が、特に強く印象に残った講演でした。

○その後、県九条の会事務局より、「特定秘密保護法」の強行可決に抗議する緊急声明が読み上げられ、講演会参加者全員の拍手で賛同・承認されました。(同封の別紙「緊急声明」をご覧下さい)

マスコミの報道をそのまま信じてはいけませんね!

「特定秘密保護法」の新聞各紙の態度は?

廃案を主張しているのが、朝日・毎日・東京・信濃毎日
・西日本・北海道・沖縄タイムズなど
読売=態度不明瞭 産経=修正で成立を
福島民報=不安がある 日経=見直しを



(11月24日の『朝日新聞』より)

- 原発事故前は「安全神話」をくり返し、事故後の報道も政府発表の伝達だけで、マスコミの責任が問われました。
- 「特定秘密保護法」報道で今度こそメディアの出番ですが、政府にすり寄る新聞社や、NHK-TV「ニュースウオッチ9」などは完全に政府の広報機関で説明に終始していました。

会員さんからのお手紙

「特定秘密保護法」について、指摘されている問題点をあげてみると、
 ■何が秘密かわからない■秘密指定の期間が原則30年から最大60年■
 第三者機関のチェックは付則で「検討」■「知る権利」の侵害、報道の自由が制約される■人権・プライバシーの侵害■「その他」の多用で拡大解釈の可能性がある。以上、法案が抱える数々の問題を考えれば、廃案にすべきであると思っています。」

(南相馬市・60代・男性)

事務局より会員・会報の報告



2013.12.1現在「はらまち九条の会」会員数 438名(氏名公表可367名・匿名71名)

○南相馬市に332名・市外に106名(原発事故のため全国各地に避難されている会員も多くなっています)

○「会報」の印刷枚数 約600枚・原町区事務局が市内の施設で420枚を印刷

・川崎市高津区「たかつ九条の会」の施設で山崎が150枚を印刷

○配布の内容: ①会員へ(ご夫婦1部)365
 ②他「九条の会」へ 30
 ③市・県会議員さんへ 23
 ④新聞社支局へ 10
 ⑤その他広報のために配布

○郵送で配布:320部・手配りで配布:95部

○2009年6月に「会報集録①1~100号」を発刊し、図書館に寄贈や頒布しました。

事務局山崎は「会報集録②101号~」を、独立の会計で発刊したいと、個人的に思案中です。

○「会報」は郵送される南相馬市内の会員だけでなく、ネットにのせているので全国の方がご覧になつていて、問い合わせも多くなっています。編集もそれを意識して、編集会議も慎重で真剣です。

○「会報」はパソコン編集のようですが、実は「切った、貼った」の粗末な手作りの稚拙なものです。